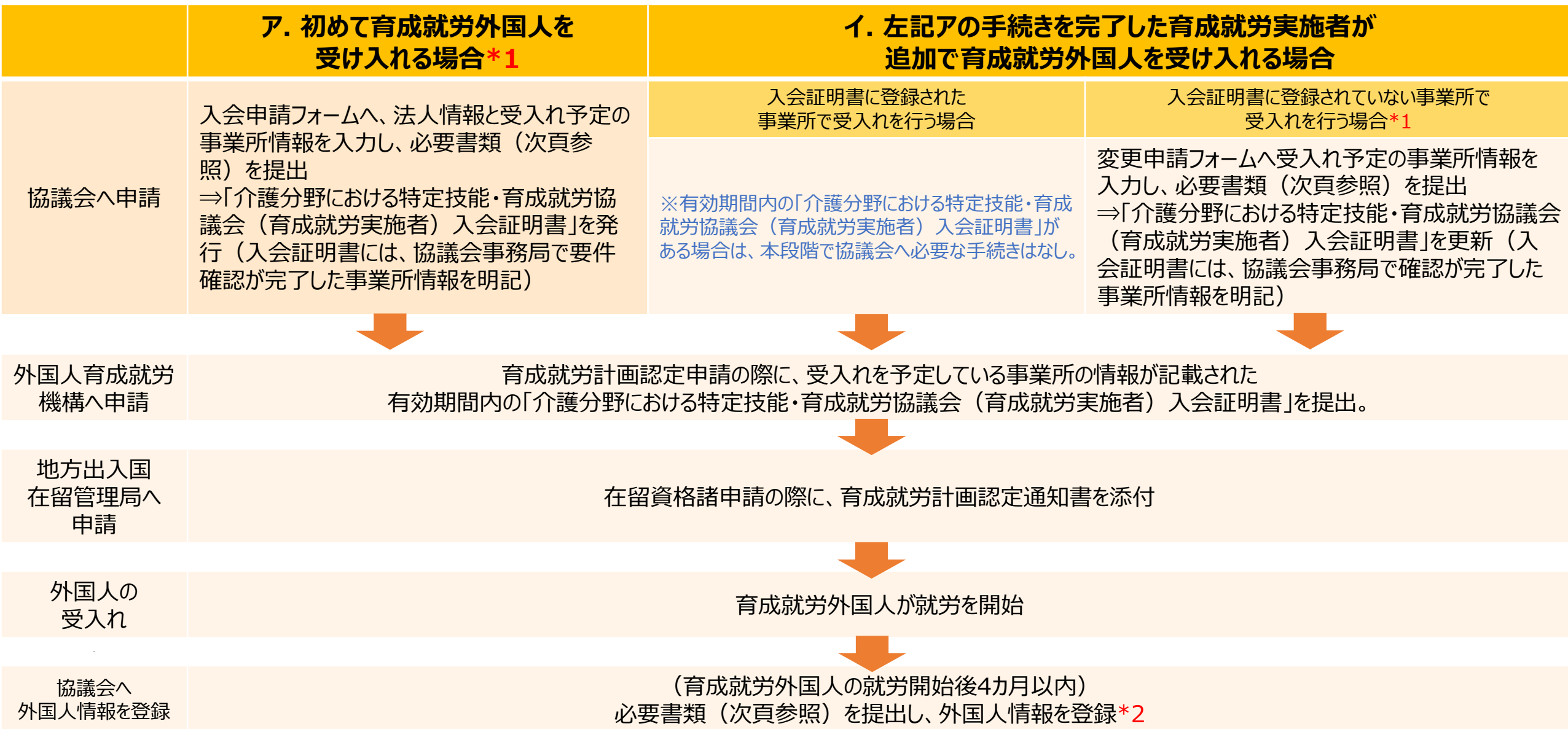


「介護分野における特定技能・育成就労協議会」手続きの流れ

令和8年8月31日

介護分野における特定技能・育成就労協議会事務局



*1：特定技能の受入事業所として登録されている場合でも、育成就労制度で外国人材の受入れを行う場合は、申請フォームより手続きを行っていただく必要があります。

*2：外国人情報の登録は令和9年5月末以降を予定しております。詳細は準備でき次第掲載します。

次頁も併せてご確認ください。

「介護分野における特定技能・育成就労協議会」への手続きの留意事項・提出書類について

手続きに関する留意事項

1. 手続きの方法について

すべてオンライン上（申請フォーム）での手続きとなります。FAXや郵送でのやり取りは受け付けておりませんので、ご了承ください。

2. 受入事業所の確認について（入会規程第4条 第4項に基づく）

協議会で確認が完了した事業所の情報は、入会証明書に登録されます。入会証明書に登録されていない事業所での育成就労外国人の受入れ（異動を含む）はできません。入会証明書に登録されていない事業所での受入れを予定している場合、育成就労外国人の受入れ前に、協議会へ当該事業所の情報を申請（事業所の追加登録）し、更新された入会証明書の発行をお願いいたします。

3. 定期的な情報更新について（入会規程第9条に基づく）

入会証明書に登録された法人情報・事業所情報に変更が生じた場合は、速やかに情報の更新をお願いいたします。

4. 入会証明書の有効期間更新について（入会規程第5条に基づく）

入会証明書には有効期間を設けます。有効期間を過ぎた入会証明書は無効となります。

提出書類

1. 入会申請時の必要書類（受入れ予定の事業所ごとに1点）：

・「事業所の指定通知書」

2. 外国人登録時の必要書類（外国人ごとに計4点）：

- ①「雇用条件書」
- ②「申請者の概要書」
- ③「育成就労計画」
- ④「在留カード写し」

⇒①②③については、外国人育成就労機構または地方出入国在留管理局へ提出した最新書類の写しをご提出ください。

<補足>

- ・上記1は協議会申請フォームへ、電子データ（PDFファイル）をアップロードいただきます。
- ・必要書類のアップロードの他に、法人・事業所・外国人の基本情報をご入力いただきます。
- ・添付書類については、必要に応じて追加書類の登録をお願いする場合があります。
- ・協議会へ登録される育成就労実施者および監理支援機関の担当者情報は、必ず連絡がとれる電話番号とメールアドレスをご登録ください。
- ・上記2は令和9年5月末以降を予定しております。詳細は準備でき次第掲載します。